

患者の視点の重視について（明細書等）
（参考資料）

「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」 の結果について

(1) 調査の目的

詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行状況の把握を目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

- ・ 全国の保険医療機関である病院、診療所、歯科診療所及び保険薬局から各1,000施設（合計4,000施設）を無作為抽出し、平成18年11月に調査票を送付。
- ・ 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」にかかる平成18年10月1ヶ月間における発行状況等を調査

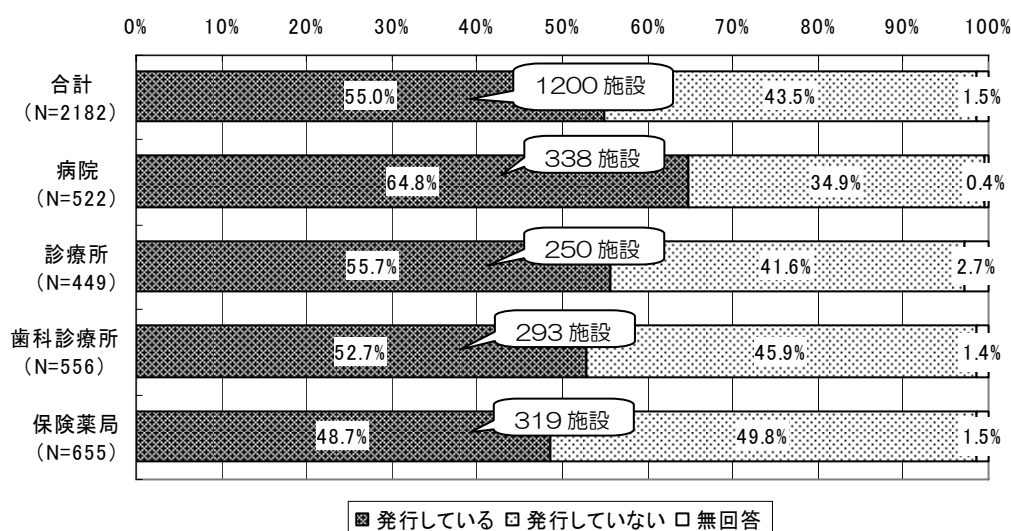
(3) 回収の状況

発送数：4,000施設 回収数：2,182施設（回収率54.6%）

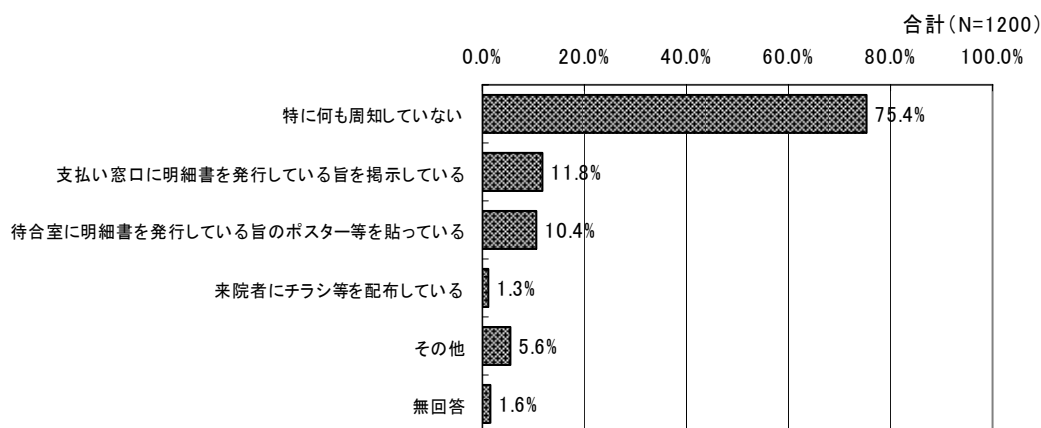
(4) 主な結果

- ・ 発行が義務化された「領収書」の発行開始時期をみると、平成18年4月を境に発行施設数が増加し、経過措置期間が終了した平成18年10月には、回答のあった施設のうち無回答を除く全ての施設が発行。
- ・ 発行に努めることとされている「明細書」については、回答のあった施設のうち、55%が「発行している」と回答。(図表1)
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約75%は、発行に関して患者に「特に何も周知していない」と回答。(図表2)
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約40%は、「全ての患者に発行」と回答。また、約27%が「レセプトと同じものを発行」と回答。
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約89%は、「費用を徴収していない」と回答。

図表1 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況



図表2 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法 (全体) : 複数回答



(5) 検証部会としての評価

平成 18 年度診療報酬改定において発行が義務化された領収証については、本調査に回答した施設のうち約 5% を占める無回答を除けば全施設で発行されており、概ね発行義務が遵守されていると考えられる。

明細書については本調査に回答した施設の 55.0% が「明細書を発行している」と回答していることから、一定の割合で明細書が発行されていることが伺える。但しこの割合は、一度だけでも明細書が発行したケースも含まれている。また「明細書を発行している」としている施設のうち約 40% は、「全ての患者に発行」と回答していることから、回答のあった施設の約 22% は「全ての患者に発行」していることになる。

しかし、今回の調査の回収率は 54.6% であり、本調査に回答した施設と比べて回答しなかった施設では明細書の発行されていない比率が高いと仮定すれば、全施設における「明細書を発行している」施設の割合、および「全ての患者に明細書を発行している」施設の割合は、これらの値より小さくなる可能性がある。

また、明細書を発行している施設においても、明細書の発行について患者に対する周知がなされている割合は低いことが判明した。患者に対して情報の提供を促進する意味から、明細書の発行に関しては、医療施設において、また、社会全体においても、更なる周知が必要と考えられる。